

平成 23 年 9 月 30 日開会

平成 23 年 9 月 30 日閉会

平成 23 年第 5 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 23 年 9 月 30 日

平成 23 年第 5 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

(第 1 号)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

(第 1 号の追加)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 もとす広域連合議会議員の選挙
- 第 8 同意 第 4 号 監査委員の選任について (町長提出)
- 第 9 議案第 31 号 平成 23 年度北方町一般会計補正予算 (第 3 号)
を定めるについて (町長提出)
- 第 10 発議第 3 号 行財政改革問題特別委員会設置に関する決議につ
いて (議員提出)
- 第 11 発議第 4 号 議会改革推進委員会設置に関する決議について
(議員提出)

本日の会議に付した事件

(その 1)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

(その 2)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任

- 第7 もとす広域連合議会議員の選挙
- 第8 同意 第4号 監査委員の選任について (町長提出)
- 第9 議案第31号 平成23年度北方町一般会計補正予算(第3号)を定めるについて (町長提出)
- 第10 発議第3号 行財政改革問題特別委員会設置に関する決議について (議員提出)
- 第11 発議第4号 議会改革推進委員会設置に関する決議について (議員提出)

(追加日程)

- 第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 第2 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 第3 議会改革推進委員会の閉会中の継続調査申し出について

出席議員 (10名)

1番	杉 本	真由美
2番	安 藤	哲 雄
3番	安 藤	巖
4番	鈴 木	浩 之
5番	安 藤	浩 孝
6番	伊 藤	経 雄
7番	立 川	良 一
8番	戸 部	哲 哉
9番	井 野	勝 已
10番	日 比	玲 子

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町 長	室 戸	英 夫
副 町 長	山 本	繁 美
教 育 長	宮 川	浩 兵
都市環境農政課参事	大 平	喜 義
総 務 課 長	村 木	俊 文
税 務 課 長	山 中	真 澄
収 納 課 長	西 口	清 敏
住民保険課長	豊 田	晃

福祉健康課長	北村	孝則
都市環境農政課長	酒井	友幸
教育課長	渡辺	雅尚
会計室長	林	賢二

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋	善明
議会書記	木野村	幸子
議会書記	宮崎	資啓

開会 午前 9 時 32 分

- 議会事務局長（高橋善明君）** 改めて、みなさんおはようございます。
議会事務局長の高橋です。本臨時会は一般選挙後初めての議会です。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の立川良一議員を紹介します。

- 臨時議長（立川良一君）** おはようございます。
今、事務局長が話をしましたとおり私が最年長ということで、議長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

ただいまから平成 23 年第 5 回北方町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

- 臨時議長（立川良一君）** 日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第 2 議長の選挙

- 臨時議長（立川良一君）** 日程第 2、議長の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれかの方法といたします。いかが、取り計らいますかお伺いをいたしたいと思います。

[「投票」の声あり]

- 臨時議長（立川良一君）** 投票の声がありますので、いきなり投票してよろしいでしょうか。安藤巖君。

- 3 番（安藤巖君）** いきなり投票では我々新人にはわかりにくいんで、過去のいきさつとか、そんなようなところを少し話していただくとわかりやすいんですけども。

[「休憩」の声あり]

- 臨時議長（立川良一君）** 暫時休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 10 時 17 分

- 臨時議長（立川良一君）** 休憩前に引き続きまして会議を開きます。
選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（立川良一君） ただいまの出席議員数は、10人であります。
次に、立会人を指名します。お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に鈴木浩之君及び安藤浩孝君を指名します。
投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

- 臨時議長（立川良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
[「なし」の声あり]

- 臨時議長（立川良一君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

- 臨時議長（立川良一君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のう
え、1番議員から順番に投票願います。

[投票]

- 臨時議長（立川良一君） 投票漏れはありませんか。
[「なし」の声あり]

- 臨時議長（立川良一君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。開票を行います。鈴木浩之君及び安藤浩孝君、開票
の立ち会いをお願いします。

[開票]

- 臨時議長（立川良一君） 選挙の結果を報告します。
投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票であります。有効投票
のうち、戸部哲哉君6票、日比玲子君1票、井野勝己君1票、伊藤経雄
君1票、安藤浩孝君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、戸部哲哉君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

- 臨時議長（立川良一君） ただいま、議長に当選されました戸部哲哉君
が議長におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

新議長からあいさつをいただきます。

- 新議長（戸部哲哉君） 御選任をいただきまして、大変ありがとうございます。
います。

議長職の責任の重さを痛感しております。与えられました任期は2年

でございます。この議会の活性と機能の充実のために邁進する覚悟でございます。ただ、議会をスムーズに運営するためにも皆様のご協力が欠かせないわけでございます。よろしくお願いをいたしたいと思えます。まだまだ、若輩でございます。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（立川良一君） 新議長と交代をします。

戸部哲哉議長、議長席に着席をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 29 分

○議長（戸部哲哉君） 休憩前に続き議事に入りたいと思えます。

日程第 1 議席の指定

○議長（戸部哲哉君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において、ただいま着席のとおり指定をいたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により、議長において 1 番 杉本真由美君、2 番 安藤哲雄君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（戸部哲哉君） 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日一日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日一日と決定いたしました。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（戸部哲哉君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

[「投票」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 投票の声がありますので、選挙は投票で行います。
暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 33 分

○議長（戸部哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（戸部哲哉君） ただいまの出席議員数は、10 人です。
会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に伊藤経雄君及び立
川良一君を指名します。
投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名で
す。

[投票用紙配付]

○議長（戸部哲哉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（戸部哲哉君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、1 番議員から順番に投票願
います。

[投 票]

○議長（戸部哲哉君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終ります。開票を行います。

伊藤経雄君及び立川良一君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○議長（戸部哲哉君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、
安藤浩孝君 7 票、伊藤経雄君 2 票、日比玲子君 1 票、以上のおりです。
この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、安藤浩孝君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（戸部哲哉君） ただいま、副議長に当選されました安藤浩孝君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

新副議長に当選されました安藤浩孝君にあいさつをいただきます。

○副議長（安藤浩孝君） ただいま副議長の方に選任いただきました。

ひとことご挨拶を申し上げます。今回の選挙で非常にたくさんの方にお会いしまして、いろんなご意見、ご要望をいっぱい聞いてまいりました。特に議会に関する大変厳しいご意見も多数いただいてきております。昨年来、議会基本条例も始まっておりますので、是非ともそれをベースにしながら議会改革の方を一生懸命進めていきたいと思っております。また、副議長ということでございますので、議長の補佐はもちろんのことでございますが、議会運営しっかり円滑した、スムーズにいくようにまた、努力いたしたいと思っておりますので皆様のお力添えをいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（戸部哲哉君） しばらく休憩をいたします。なお、休憩中に常任委員の選出を行いたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 59 分

日程第 5 常任委員の選任

○議長（戸部哲哉君） 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、総務常任委員には、立川良一君、日比玲子君、戸部哲哉君、安藤哲雄君、杉本真由美君の以上 5 人を、厚生都市常任委員には、井野勝己君、伊藤経雄君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、安藤巖君の以上 5 人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

しばらく休憩をいたします。休憩中に正副常任委員長を決めていただきたいと思います。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（戸部哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決まりましたので報告をします。総務教育常任委員会委員長に立川良一君、副委員長に日比玲子君が決まりました。厚生都市常任委員会委員長に鈴木浩之君、副委員長に安藤浩孝君が決まりました。

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、立川良一君、鈴木浩之君、日比玲子君、井野勝己君の4名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。休憩中に議会運営委員会を開き、正副委員長を決めます。また、もとす広域連合議会議員、監査委員を決めます。

休憩 午前 11時13分

再開 午後 2時07分

○議長（戸部哲哉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長が決まりましたので報告をします。

議会運営委員会委員長に井野勝己君、副委員長に日比玲子君が決まりました。

日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うこととし、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に立川良一君、井野勝己君、鈴木浩之君を指名します。

ただいま議長が指名いたしました立川良一君、井野勝己君、鈴木浩之君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました立川良一君、井野勝己君、鈴木浩之君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ここで町長からあいさつの申し出がありますので、町長にあいさつをしていただきたいと思います。町長。

○町長（室戸英夫君） それではお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成 23 年第 5 回北方町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、全員のみなさんのご出席をいただくことができました。厚く御礼を申し上げます。

さて、この度は北方町議会議員選挙では激しい選挙戦を勝ち抜かれまして晴れてご当選をされましたことを心からお喜び申し上げ、重ねてお祝いを申し上げたいと思う次第でございます。

また、先ほどにおかれましては、戸部議長をはじめとした議会の構成も選出をされまして、これから一緒に私どもと協力し合って北方町の町政運営に当たっていきたいというふうに思っておるところでございます。

ところで少し問題提起の意味を含めてあえて挑発的な言葉で申し上げますけれども、私は受益者民主主義、主権者を受益者として或いは消費者としてのみ扱う受益者デモクラシーというのは本当の民主主義ではないという思いを強くいたしておるわけでございます。

ただ、様々な要求があるから、その要求を親切に御用聞きをして満たしていくというだけでは、真の社会システムが出来ないであろうと思うからでございます。もちろん私自身は、大衆の要求、住民の要求からあらゆることがスタートするのであり、あらゆる政策の素材でなければならぬというふうに思うわけでありましてけれども、しかし、要求そのものが政策ではないのであります。政策は、様々な要求をシステムに組みなおさなければ政策にならないのであります。これを、どういう形で全体として整合性のある合理的な政策体系に作り替えるかが、議会の皆さ

んと私どもの仕事であるわけあります。

今の日本の政治状況は、人々の不満を上手く処理できなくなっているようであります。その最大の原因は、経済の低成長が続くことにより利益分配機能が働かなくなったことによるものだと思います。したがって人々の不満が今日的には最高潮に達していることの表れではないかと思うわけでございます。その結果空手形であっても必要以上の改革を唱えたり、あるいは住民が喜ぶ政策を言ったりする政治家が人気を博すという現象になっておるわけであります。しかし、こうした自分以外を愛せない個人主義に乗っかって迎合をする還元は、必ず大衆に見透かされる時が来る。このことを私どもはしっかりと心に刻んでおかなければならないと思うわけでございます。

住民要求の全てを満足させようとすることは、あらゆる要求に対して薄く広く、したがってまた、不満を一層募らせるだけの結果になるわけであります。時として必要な負担は町民にはつきりと求め、場合によっては町民の考え方を変えてもらうことも政治家の大切な役割だと思っております。

皆さんは選挙戦を通じて有権者である町民の方々から多くの要望や願いをお聞きになられたことでありましょう。また、幾つかの選挙公約もなされたことでありましょう。大切なことは決してポピュリズムに陥ることなく責任ある政策を確立することだと思っております。

報酬を得て政治を担う、つまり、プロフェッショナルとしての真髄は、この町を良くしたいという情熱と自らの主張や行為の結果に責任を負うという覚悟を持つことが真の政治家足り得る条件だと思っております。そして、要求と権利の社会から、自治と連帯の社会へと住民意識のステップアップを揺るぎない信念でお互いに努力をしていくということが必要ではないかと思うわけであります。

申し上げた政治原則の上にお互いに切磋琢磨してこの町に集う赤ん坊からお年寄りまで、そして、健常者も病人も障がい者も全ての人がいっしょに手をつないで励まし合っていける、つまりノーマルな町づくりをこの議場からお互い燃え立つような論争を通じて生み出して行きたいというふうに願っておるところでございます。

いささか口はばったいことを申し上げて恐縮でございましたが、どうぞ今後ともご指導ご鞭撻をお願いできることを願ひまして、私のあいさつに代えさせていただく次第でございます。

ありがとうございました。

日程第 8 同意第 4 号

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 8、同意第 4 号 監査委員の選任についてを議題といたします。伊藤経雄君の退席を求めます。

[6 番 伊藤経雄君 退場]

- 議長（戸部哲哉君） 提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（室戸英夫君） それでは、同意第 4 号にございます監査委員の選任についてご提案を申し上げたいと存じます。

現在、欠員になっております監査委員につきまして地方自治法第 196 条第 1 項の規定によって、御同意をお願いしたいと思うのでございます。新しい監査委員には伊藤経雄氏、生年月日は昭和 18 年 2 月 23 日でございます。現在の住所は岐阜県本巣郡北方町北方 1635 番地に在でございます。よろしくお願いをいたします。

- 議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

- 議長（戸部哲哉君） 質疑を終ります。討論を省略します。

これから同意第 4 号 監査委員の選任についてを採決をします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（戸部哲哉君） 御異議なしと認めます。

したがって、同意第 4 号は同意することに決定しました。伊藤経雄君。

[6 番 伊藤経雄君 入場]

- 議長（戸部哲哉君） 伊藤経雄君にお伝えします。

ただいま、監査委員に選任されました。

日程第 9 議案第 31 号

- 議長（戸部哲哉君） 日程第 9、議案第 31 号 平成 23 年度北方町一般会計補正予算（第 3 号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（室戸英夫君） それでは、議案第 31 号 平成 23 年度北方町一般会計補正予算（第 3 号）の提案をご説明したいと存じます。

これは、北方町一般会計補正予算、歳入歳出の補正を行うものでございまして、現行予算総額に歳入歳出それぞれ 148 万円を追加をさせていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 125 万円とさせていただくものでございます。

その内容につきましては、土木費で 100 万円、教育費で 48 万円の合計 148 万円を追加補正をさせていただくものでございます。なお、歳入につきましては同額 148 万円を前年度の繰越金で賄うという内容でござ

います。十分なご審議をいただきまして、適切にご決定をいただきますようお願いを申し上げて提案とさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。井野君。

○9番（井野勝己君） 土木費の100万円ですけども、大変に先走って申し訳ないですが、今、情報のこうスピーディーなことが求められるかと思っておりますので、県の事業がこれから調査委託での10分1町が負担するというので、県の方のこの事業日程等が今分っていますか。

高架橋の取り外しとか。日程的なものは。組んでおられるのですか。

○議長（戸部哲哉君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） 私が県の方から聞いている限りでは、今年度はとりあえず概算工事費を調べるというのと、あと迂回路が必要になりますので、迂回路の検討、それから今後の名鉄協議、交差点協議、一番西側については交差点の形状も一部変わってくると思っておりますので、その辺の検討のための調査を行うということは聞いておりまして、来年度以降は、今年度の調査結果を踏まえて進めるということだけしか聞いておりません。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝己君） 続いてですね、先ほどの説明だと工事が3年かかる。迂回路を取る場合には3年ほどの工事期間を見込むのか、ということと、どうしても下場へ下ろしてくると名鉄の敷地に入ると思うんですけど、そのあたりのことを聞いていますか。用地取得のこととか。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） 事業期間につきましては、まず基本的に一回発注したら発注した段階のひとつの期間の中で終わらないと通行止めがかかっちゃいますので、全部終わらせないといけないということで、基本的には一回手を付けたらそれで終わるような工程を組まないといけないと、その辺で県の方が予算的にまずどのくらいの費用がかかるかということ、あそこに費用が今後県として投入できるかということも検討を加えて、今後進めるということは聞いております。

名鉄の方につきましては、北方町内でもそうなんですけど、基本的には無償借地という形で名鉄との協議は進むと思います。最終的には多分県は買わないといけない、というような形になると思います。以上です。

○9番（井野勝己君） 名鉄の敷地を買うということですね、県は、買うような状況になると思うんですね。

町道3号線も名鉄の敷地を今度改良を入れていくわけだけど、そのあたり町としては、名鉄の跡地は県と一緒に話ができるのかどうかということと、もう一点は今まだ細かいことは県の方も煮詰まってないかも知

れんけども、町としての要望はこのあたりのことは入れれないのか。

町として、あのあたりは道路を落とした場合には、例えば朝日町のミニ区画かなんかをやらなきゃならないんだけど、そういったときに県に設計図だけやらせて、町としては何らかの県に要望は考えているのかいないのか。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） 今後、まず例えば、今の、現状自体は二車線道路でございますので、歩道がございません。

歩道を設置するとか、今後町が必要ということであれば県の方に要望していくということになると思います。

まだ、今回の段階は詳細設計までたぶん県の方は発注されないと思いますので、そこまで本当にどういう計画にするかというビシッとしたものは出さずに大まかな概算工事費をまず出して、今後どんなスケジュールで県の方も進めていけるか検討するための調査になると思いますので、ただ、要望については町からは県の方に、例えば西側の交差点のところにある横断歩道橋を撤去していただきたいとか、要望自体はできるものは、これから要望はいくらでもしていきますので、県としては要望は聞き入れてもらえるものについては聞き入れてもらえるので、最終的な計画は立ててもらえると思いますので、一方的に県の方で計画を作るということはありません。以上です。

○9番（井野勝己君） 今話を聞いていると、これから煮詰まってくるというような形で受け取れますけど、手戻りのないように町としてもできる限りあの付近のことは先取りして行って、県の方に要望を重ねていった方がいいかと思いますので、その点執行部の方としては青写真なりを作って県と協議に入ったらどうかと思います。終わります。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） 先日も第1回目の県と町を踏まえて打ち合わせをして参りまして、今後も県と町を含めて一緒になって打ち合わせをする機会は持って進めていく事にはなっておりますので、今後そのように進めていきます。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 他に質問ありませんか。鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 教育費の方でちょっと。

先ほど全協の中で教育課長のご説明、新たに北小グラウンドにテニスコートの工事ということで、道路に面した門扉のことを質問させていただいて、概略30万円程の工事となるということをお聞きしました。

私、以前に教育長に南小学校のグラウンドの南ネットに出入口を欲しいと。教育長のお答えとしては安全面の問題からそれは出来ないというお答えをいただいております、今度のこの部活、中学のテニス部が使うた

めの門扉というご説明を先ほどいただきましたけど、ちょっとこの辺、矛盾を感じておりますので、お考えを聞かせてもらいたと思います。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 予算に直接関係がございませぬけれども、お答えをさせていただきます。

以前から南小学校の南側のフェンスですね。プールからずうっと東から西までフェンスがしてありまして、その一カ所に出入口を設けてほしいという要望は聞いておりますが、教育委員会といたしましては基本的には、以前ご存知のとおりいろんな不審者の問題がございました。その中に校庭内に侵入して教員を刺殺するというような事件もあるということで、できるだけ学校の門扉は少なくしましょうと文科省の指導もございまして、私どもとしては現在南に設けることがはたして妥当であるかどうかということを検討させていただきましたが、その結果、現在の状況で不都合がないだろうと校長とのでの話し合いの中で現状のまま門扉を設けることはしていないと、こういうことございまして、ご理解をいただけたらありがたいというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 今回の説明でちょっと・・・まだ理解はできないですけど、今回のテニスコート云々は北中のテニス部のことであって、北中も門は出入口南北にありますよね、銀杏の木を挟んで、北小は一カ所ですよね東面は、中学校の隣接したところは一カ所ですね。あれを利用してできないのかなと思うんですけど。

南小の話は安全面、そういう不審者、教育長のお話ですけど、現実、例えば授業参観ですとかその他の行事よって父兄が車を以前は乗ってきておったと、それを南小学校でいけば北の門から出入りをして要は正面玄関の前を通過してそれでグラウンドに止めさせておったと、それは僕は危ないということで要望した覚えがあるので。その辺がどうしてもちょっと今、今日初めてこの話をお伺いしたので思ったんですけど。

どうですか、例えば、門扉をなくすというようなお考えはないですか、新たに。

○議長（戸部哲哉君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 北小の校長及び教育委員会、北中の校長との協議をさせていただきました。

その中で北小を管理している校長の方から、やはり入り口は別にして管理をして欲しいと申し出がありまして、部活専用としての門扉を今回設置するよう予算を組ませていただきました。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。
○4番（鈴木浩之君） ということは、修正なり削除してもらおうという考えはないということですね。そういうことでよろしいですか。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） まず、南小の方につきましては、今後また、はじめて今日ご提案された問題でございますから、協議をして参りたいと思っておりますけど、北小につきましては当初東門の正門を使ってはどうかという考えを持っておりました。

現場を見まして、中学校の校長、それから小学校の校長、教育委員会、3者でいろいろ協議をしてもらいました。けっして今の東門から入って南へ行く分について不可能ではない、けれども東門そのもの自身は非常に大きいんですね、要するに間口が。

したがって、そこは主に登下校に使うということを中心にしてあとは閉鎖したいと、基本的には。

先ほど申しましたように、基本的には不審者が入らないように閉鎖しておきたいと、登下校の以外にですね、そうしますと子どもが帰った後、入ってきますから、そこを使うというよりはむしろ小さな出入口を設けたほうが子どもたちが中学校の正門から即反対側に渡るだけでグラウンドに、しかもテニスコートに近い場所へ即入ることができると、こういうことがわかっておりますから、あえて設けることにしました。そういう理由がございますので、是非ともご理解をしていただけたらありがたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 教育長の説明はわかりましたけど、整合性はちょっと・・僕は取れないので、教育委員会、中学、北小の話し合いというご説明をいただきましたけど、最終的には今ここで、議会でやっぱり提案をさせていただいているので、そういうことも踏まえていただいて・・いいです、終わります。

○議長（戸部哲哉君） 他にありませんか。これで質疑を行います。

[「討論省略」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 討論省略の声がありますので、これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 発議第 3 号

○議長（戸部哲哉君） 日程第 10、発議第 3 号 行財政改革問題特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。立川良一君。

○7 番（立川良一君） 行財政改革問題特別委員会設置に関する決議について、次のとおり行財政改革問題特別委員会の設置をするものとする。

名称、行財政改革問題特別委員会、設置の根拠、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 4 条、目的、行財政改革問題に対する調査、委員の定数は 10 名であります。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

[「質疑、討論省略」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がございますので、これから発議第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって発議第 3 号は原案のとおり可決をされました。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。

ただいま設置されました行財政改革問題特別委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、日比玲子君、井野勝己君、戸部哲哉君、立川良一君、伊藤経雄君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、安藤巖君、安藤哲雄君、杉本真由美君、以上の 10 名を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 10 名の諸君を行財政改革問題特別委員に選任することに決定しました。

日程第 11 発議第 4 号

○議長（戸部哲哉君） 日程第 11、発議第 4 号 議会改革推進委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。井野勝己君。

○7 番（井野勝己君） 議会改革推進委員会設置に対する決議についてを私以下、日比、立川、鈴木、3 名の賛成者を得まして提出いたしたいと思っております。推進委員会設置に関する決議について次のとおり議会改革推

進委員会の設置させていただきたいと思うものであります。

名称、議会改革推進委員会、設置の根拠として地方自治法第 110 条及び委員会条例第 4 条、目的、議会改革推進に対する調査として、委員の定数は 10 名といたしたいと思っておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がございますので、これから発議第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決をされました。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。

ただいま設置されました議会改革推進委員の選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、日比玲子君、井野勝己君、戸部哲哉君、立川良一君、伊藤経雄君、安藤浩孝君、鈴木浩之君、安藤巖君、安藤哲雄君、杉本真由美君、以上の 10 名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 10 名の諸君を議会改革推進委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 39 分

再開 午後 3 時 15 分

○議長（戸部哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたのでご報告します。

行財政改革問題特別委員会、委員長に立川良一君、副委員長に伊藤経雄君。議会改革推進委員会、委員長に井野勝己君、副委員長に鈴木浩之君。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思っております。ご

異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

委員長から所掌事務のうち、会議規則第71条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。

ただいま、行財政改革問題特別委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第2、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（戸部哲哉君） お諮りします。

議会改革推進委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革推進委員会の閉会中の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議会改革推進委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（戸部哲哉君） 追加日程第3、議会改革推進委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、議会改革推進に関する事務調査についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（戸部哲哉君） 議会だより編集委員は、副議長と各常任委員会の正・副委員長にお願いをしたいと思います。

副議長の安藤浩孝君、総務常任委員会の委員長の立川良一君、副委員長の日比玲子君、厚生都市常任委員会の委員長の鈴木浩之君にお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 休憩中の協議に基づき、町長から依頼のありました各種委員または理事の推薦については、水道事業経営審議会委員に日比玲子君、安藤哲雄君の二人を、公害対策審議会委員に安藤巖君、杉本真由美君の二人を、社会教育委員に安藤浩孝君を、計画審議会委員に安

藤哲雄君、杉本真由美君の二人を、農業振興地域整備促進協議会委員に鈴木浩之君、安藤巖君の二人を、行政改革懇談会委員に戸部哲哉君、安藤浩孝君の二人を、まちづくり活動事業審査委員会委員に立川良一君を、施設管理公社理事に日比玲子君、伊藤経雄君の二人を、図書館運委員会委員に立川良一君を、給食調理場運営委員会委員に戸部哲哉君を、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に戸部哲哉君、立川良一君、鈴木浩之君の3人をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの委員または理事に推薦することに決定しました。

本会議に付された事件は、すべて終了をいたしました。

平成23年第5回北方町議会臨時会をこれで閉会とします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後3時22分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 23 年 9 月 30 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員